

(地 I 248)

平成 27 年 12 月 10 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



看護師等の離職時の届出制度について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日より看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、看護師等の離職時の届出制度が施行されております。

そうした中で、「届け出た看護職の情報がハローワークや民間職業紹介事業所へ提供される」、「届け出た看護職の情報を元に民間職業紹介事業所が職業あっせんし、求人施設へ紹介料を請求する」といった誤った情報が流れているとのことです。

そこで、正しい制度の周知のため、日本看護協会中央ナースセンターにおいて、別紙の周知文が作成され、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員医療機関への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡

平成 27 年 12 月 8 日

中央におけるナースセンター事業運営協議会
関係者各位

公益社団法人 日本看護協会
常任理事 勝又 浜子

看護師等の離職時の届出制度の周知対応について（お願い）

日頃より中央ナースセンター事業運営にご理解ならびにご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

今年 10 月 1 日より看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正に基づき看護師等の離職時の届出制度が施行され、努力義務の対象となる看護職によるナースセンターへの届出が行われております。

そうした中、一部の医療機関から、「届け出た看護職の情報がハローワークや民間職業紹介事業所へ提供される」、「届け出た看護職の情報を元に民間職業紹介事業所が職業あっせんし、求人施設へ紹介料を請求する」といった誤った情報が流れているとのお問い合わせを複数いただきました。

本会は、本件の対応として、正しい制度の周知を行うため、別紙の周知文を作成いたしました。

別紙をご活用の上、病院等関係者の皆様への正しい届出制度の周知についてご協力どうぞ宜しくお願い申し上げます。

【担当部署】労働政策部中央ナースセンター課
(担当：安達、矢野)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL：03-5778-8561／FAX：03-5778-5602

E-mail：ncenter@nurse.or.jp

病院等関係者の皆様へ

**看護師等の離職時の届出制度は、
法律に基づいた看護師等の復職を支援する制度です。**

離職時等における看護職の都道府県ナースセンターへの届出(努力義務)は、看護師等の人材確保の促進に関する法律(人確法)に基づき、人材確保を行うことを目的とした制度です。

届け出た看護師等へナースセンターが行う業務

- ナースセンターによる復職に向けた情報提供及び支援
- ナースセンターによる職業のあっせん(無料職業紹介事業)※
※届出者が希望した場合のみ

**なお、届け出た情報があらかじめ本人の同意を得ることなく
外部に提供され、
以下のように利用されることは一切ございません**

- ×ハローワークおよび民間職業紹介事業所への届出者情報の提供
- ×届出をおこなった看護師等への民間職業紹介事業所からの求職登録の勧誘・あっせんおよび求人施設への紹介料請求

看護師等の離職時の届出制度の周知と届出にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

公益社団法人 日本看護協会
中央ナースセンター